

豊岡市スポーツ協会加盟団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、豊岡市スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第5条第4項の規定に基づき、本会への加盟に関し、必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、本会の目的に賛同する競技別団体とする。

(事業報告等)

第3条 加盟団体は、毎年4月末日までに次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の評議員選出報告書<様式1>
- (2) 当該年度の事業計画書 <様式2>
- (3) 当該年度の収支予算書 <様式3>
- (4) 当該年度の役員名簿 <様式4>
- (5) 前年度の事業報告書 <様式5>
- (6) 前年度の収支決算書 <様式6>
- (7) 協会組織図
- (8) 総会資料

2 加盟団体は、役員及び団体等に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(会費及び負担金)

第4条 加盟団体は、毎年6月末日までに別に定める会費を納付しなければならない。

- 2 新たに加盟しようとする競技別団体（以下「新規加盟団体」という。）は、別に定める負担金を加盟と同時に納付しなければならない。
- 3 一旦納付した会費、負担金及びその他経費は返還しないものとする。

(加盟の要件)

第5条 新規加盟団体は、次の要件を具備しなければならない。

- (1) 市民で組織しているスポーツ団体であること。
- (2) 地域スポーツ協会に所属する団体であり、かつ6地域スポーツ協会間で協議された団体であること。
- (3) 会員数が10名以上で、役員が構成されていること。
- (4) 宗教活動、政治活動及び営利活動等を目的としていないこと。
- (5) その団体競技が、既加盟団体の競技と重複、競合しないものであること。

(加盟の申請)

第6条 新規加盟団体は、次の事項を記載した加盟申請書を、会長に提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 事務所の所在地及び代表者の住所氏名

- (3) 団体の設立年月日
- (4) 団体規約
- (5) 役員名簿、会員名簿
- (6) 事業計画書、収支予算書
- (7) その他参考資料

2 会長は、前項の申請を受理したときは、理事会の承認を経て、これを加盟させることができる。

(脱会)

第7条 加盟団体がその都合により脱会しようとするときは、その理由を付して会長に脱会届を提出しなければならない。

2 会長が加盟団体として不適当と認められるに至ったときは、理事会の承認を経て、これを脱会させることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月15日から施行する。

(会費及び負担金に関する特例)

2 当分の間、加盟団体及び新規加盟団体に対しては、第4条の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。